

商品概要説明書

2026 年 1 月 5 日現在

1.商品名	年金受給者向け金利優遇定期預金「まごころ定期預金」
2.ご利用いただける方	・当組合で年金をお受け取りされているお客様 ・当組合で新たに年金をお受け取りされるお客様
3.対象商品	・スーパー定期 1 年もの自動継続（元金）扱いのみ
4.預入方法	・一括入金
5.預入金額	・一人につき 700 万円まで（一口 10 万円以上）
6.預入期間	・1 年（自動継続）
7.適用金利	・スーパー定期預金（期間 1 年） 店頭表示金利 + 0.30% ・当組合で年金のお受取りがなくなった場合、店頭表示金利に変更となる場合があります。 ・店頭表示金利は、ホームページに表示しています。 ・金利情勢等により、取扱期間中に大幅に金利変動があった場合には商品内容の変更やお取扱いを中止する場合があります。
8.利払方法	・満期日に一括して指定口座へお支払いします。
9.計算方式	・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
10.税金	・利息に対し 20.315%（国税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。
11.手数料	・ありません。
12.付加できる特約事項	・個人のお客様まで自動継続方式をご利用の場合は、総合口座の担保とすることができます。 - 貸越限度額：他の定期預金担保分を合算した金額の 90%（最高 200 万円まで） - 貸越利率：担保定期預金の約定利率+0.5% ・マル優のお取り扱いができます。
13.払戻方法	・満期日以後に一括してお引出しいただけます。
14.中途解約	・原則として中途解約は出来ません。 - やむを得ない事情により中途解約する場合には、預入時点に設定した約定金利を基準とした中途解約利率が適用されます。 6 カ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率 6 カ月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×50% ・解約手数料はいただきません。 ・一部解約はできません。
15.取扱方式	・証書式、通帳式（総合口座を含む）

16.預金保険制度	・本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。(預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者 1 人あたり 1 金融機関毎に元本 1,000 万円までとその利息が保護されます)
17.その他	・上記以外の事項等については、当組合定期預金規定に準じて取り扱います
18.苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 ・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：鹿児島興業信用組合 総務課】 099-224-3175 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.ka-kousin.co.jp 【紛争解決措置】 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）、 福岡県弁護士会館（電話：092-791-1840）、福岡県弁護士会 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）、福岡県弁護士会 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記鹿児島興業信用組合総務課または下記窓口までお申し出ください。 ・また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 ・なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 ・仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。 ○移管調停：東京、福岡以外の弁護士会の仲裁センター等に

	事件を移管する。例えば、鹿児島県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。 【窓口：（一般社団法人）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 電 話：03－3567－2456 住 所：〒104－0031 東京都中央区京橋 1－9－5（全国信用組合会館内）
--	--